［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

（報告義務）

第七条　第四条第一項に規定する事業所（以下「調査事業所」という。）の管理責任者（以下「報告義務者」という。）は、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所のうち経済産業大臣が指定するものにあっては、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の報告義務者」という。）が一括して報告しなければならない。

［削る］

（調査の方法）

第八条　石油製品調査は、経済産業大臣がその報告義務者及び一括調査企業の報告義務者に配布する調査票によって行う。

2　報告義務者及び一括調査企業の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、経済産業大臣にその旨を申し出て調査票の配布を受けなければならない。

（調査票の提出）

第九条　報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、一部を調査月の翌月十二日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により調査票を提出することができる。

3　前項の方法により調査票を提出する報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）に備えられたファイルに、調査事項情報を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、報告しなければならない。

（集計及び公表）

第十条　経済産業大臣は、前条の規定により受理した調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

［削る］

3　第四条第一項に規定する事業所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）は、調査票により前条に規定する事項について報告しなければならない。

4　石油製品調査は、別表第二の調査票の受理機関の欄に掲げる受理機関（以下「受理機関」という。）がその報告義務者に配布する調査票によって行う。

5　報告義務者は、調査票の配布を受けなかったときは、受理機関にその旨を申し出て、調査票の配布を受けなければならない。

6　報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、受理機関に提出しなければならない。

7　前項の場合において、調査票の提出部数、提出期限及び提出先は、別表第二の提出部数、提出期限及び調査票の受理機関の欄に掲げるところによらなければならない。

（電子情報処理組織による提出）

第七条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して前条第六項の規定による調査票の提出をするときは、同規則第四条第三項は適用しない。

2　報告義務者が前項の規定による提出をする場合における前条第七項の規定の適用については、同項中「提出部数、提出期限及び提出先」とあるのは「提出期限及び提出先」と、「提出部数、提出期限及び調査票の受理機関の欄」とあるのは「提出期限及び調査票の受理機関の欄」とする。

（集計の方法）

第八条　経済産業大臣は、受理した調査票を審査集計する。

［新設］

（公表）

第九条　経済産業大臣は、前条の規定による集計の結果を調査月の翌々月末日までに公表する。

［新設］

［新設］

第十条　削除

第十一条　削除